

「墨田区学校施設長寿命化計画（改定版）」（案）

令和（ ）年 月改定

墨田区教育委員会

目 次

第1章 「墨田区学校施設長寿命化計画」の背景・目的等	1
1 背景・目的	1
2 計画期間	2
3 対象施設	3
第2章 学校施設のめざす姿	5
第3章 学校施設の現状	6
1 学校施設の運営状況	6
第4章 学校施設の長寿命化改修等の基本的な方針	16
1 長寿命化の方針	16
2 長寿命化の対象施設	16
3 予防改修と長寿命化改修の考え方	17
第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	18
1 改修等の整備水準	18
2 維持管理方針	19
第6章 学校施設バリアフリー化整備計画	20
1 学校施設バリアフリー化整備計画の目的	20
2 バリアフリー化の現状	21
3 バリアフリー化の今後の進め方	22
4 バリアフリー化の整備目標	23
第7章 長寿命化計画の継続的運用方針	25
1 運用方針	25
2 推進体制	25

第1章 「墨田区学校施設長寿命化計画」の背景・目的等

1 背景・目的

本区の学校施設は、主に昭和40年代から50年代にかけて建築されたものが多く、令和8(2026)年4月1日時点において、小学校の72%(18校)、中学校の40%(4校)が建築後、50年以上を経過しており、学校施設の老朽化が進んでいます。

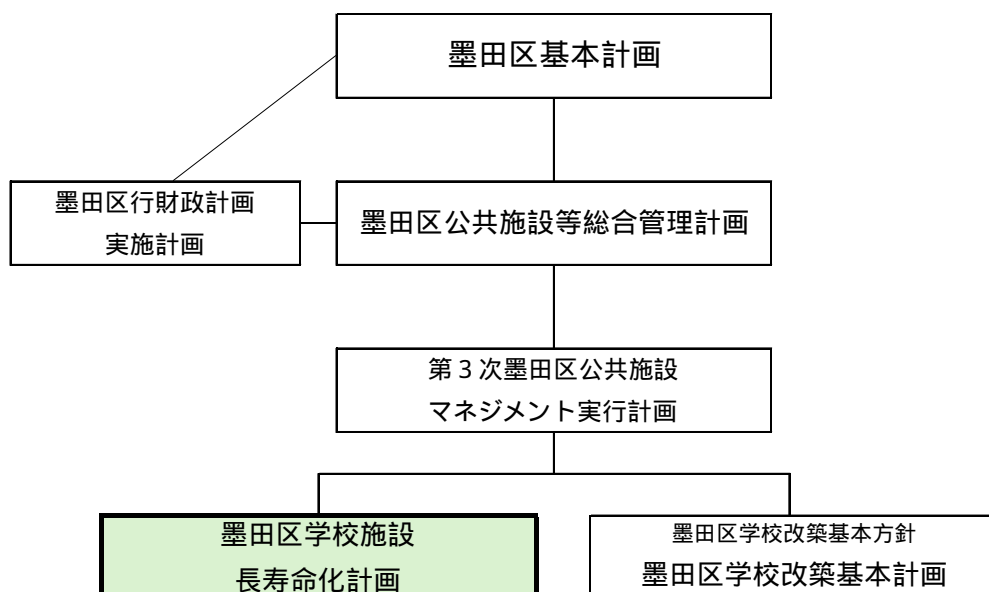
今後、これに伴う施設の更新が一時的に集中することとなるため、施設整備にかかるコストを総合的に抑制しつつ、現有施設をできるだけ長期間使用する工夫に努めるとともに、学校施設の安全面や機能面の改善を図っていく必要があります。

本区では、このような課題を解決するため、「墨田区公共施設等総合管理計画(平成28(2016)年3月)」及び「第2次墨田区公共施設マネジメント実行計画(平成28(2016)年6月)」に基づき、学校施設に求められる機能・性能を確保しつつ長寿命化を図ること、長期的な維持管理に係るトータルコストを縮減し改修コストを平準化することを目的に、「墨田区学校施設長寿命化計画」(以下、「本計画」という。)を令和3(2021)年3月に策定しました。本計画では、学校施設の目標使用年数を80年と設定し、長寿命化に必要な改修を着実に実施してきました。

本計画策定から5年が経過し、新たな「墨田区基本計画」が策定されること、学校改築の具体的な計画である「学校改築基本計画」(以下、「改築基本計画」という。)を策定すること等から、令和8(2026)年3月に本計画の見直しを実施することとしました。今回の見直しにおいては、新たに作成するバリアフリー化整備計画を包含するとともに、改築に関しては改築基本計画に引き継ぎます。

なお、本計画は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(平成27(2015)年4月文部科学省)」及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成29(2017)年3月文部科学省)」(以下、「策定解説書」という。)に準拠しています。

図1 関係計画の体系



2 計画期間

本計画の計画期間は、前計画の後半の期間である令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。原則として令和 12（2030）年度に見直しを行い、令和 13（2031）年度からの新たな計画を策定します。その際、改築基本計画との一体的な策定について検討します。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
学校改築基本方針	策定	【現方針】 おおむね10年程度を目途に改定												
学校改築基本計画			策定	【新計画】 必要に応じて改定									策定	
学校施設長寿命化計画	【前計画】改定			【後期計画】				策定	【新計画】					

3 対象施設

本計画は墨田区教育委員会が所管する小学校 25 校、中学校 10 校、幼稚園 4 園の計 39 施設を対象とします。このうち菊川幼稚園と第三寺島幼稚園は、小学校併設となっています。

表 1 対象施設一覧（小学校）

No	小学校名	住所
1	緑小学校	緑二丁目 12 番 12 号
2	外手小学校	本所二丁目 1 番 16 号
3	二葉小学校	石原二丁目 1 番 5 号
4	錦糸小学校	錦糸一丁目 9 番 12 号
5	中和小学校	菊川一丁目 18 番 10 号
6	言問小学校	向島五丁目 40 番 14 号
7	小梅小学校	向島二丁目 4 番 10 号
8	柳島小学校	横川五丁目 2 番 30 号
9	業平小学校	業平二丁目 4 番 8 号
10	両国小学校	両国四丁目 26 番 6 号
11	横川小学校	東駒形四丁目 18 番 4 号
12	菊川小学校	立川四丁目 12 番 15 号
13	第三吾嬬小学校	八広二丁目 36 番 3 号
14	第四吾嬬小学校	京島三丁目 64 番 9 号
15	第一寺島小学校	東向島一丁目 16 番 2 号
16	第二寺島小学校	東向島四丁目 30 番 2 号
17	第三寺島小学校	東向島六丁目 8 番 1 号
18	曳舟小学校	京島一丁目 28 番 2 号
19	中川小学校	立花五丁目 49 番 4 号
20	東吾嬬小学校	立花四丁目 22 番 11 号
21	押上小学校	押上三丁目 46 番 17 号
22	八広小学校	八広五丁目 12 番 15 号
23	隅田小学校	墨田四丁目 6 番 5 号
24	立花吾嬬の森小学校	立花一丁目 18 番 6 号
25	梅若小学校	墨田二丁目 25 番 1 号

表 2 対象施設一覧（中学校）

No	中学校名	住所
1	墨田中学校	向島四丁目 25 番 22 号
2	本所中学校	東駒形三丁目 1 番 10 号
3	両国中学校	横網一丁目 8 番 1 号
4	竪川中学校	亀沢四丁目 11 番 15 号
5	錦糸中学校	石原四丁目 33 番 14 号
6	吾嬬第二中学校	八広四丁目 4 番 4 号
7	寺島中学校	八広一丁目 17 番 15 号
8	文花中学校	文花一丁目 22 番 7 号
9	桜堤中学校	堤通二丁目 19 番 1 号
10	吾嬬立花中学校	立花五丁目 48 番 2 号

表 3 対象施設一覧（幼稚園）

No	幼稚園名	住所
1	緑幼稚園	緑二丁目 11 番 5 号
2	菊川幼稚園	立川四丁目 12 番 15 号
3	第三寺島幼稚園	東向島六丁目 8 番 1 号
4	立花幼稚園	立花一丁目 25 番 9 号

第2章 学校施設のめざす姿

「すみだ教育指針（令和5（2023）年度～令和8（2026）年度）」では、施設整備に関して、「より良い教育活動を推進していくための環境づくりに取り組みます」という目標を設定しています。本計画では、その考え方を踏まえ、今後の施設整備における下記の方針を設定します。

1 安全・安心な学校施設の整備

学校施設は、子どもたち（園児・児童・生徒）が多くの時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、生涯スポーツの場や学童クラブ等の活用などの地域の拠点であり、災害時には指定避難所となることから、バリアフリー化の推進など機能向上を図り、安全・安心で快適性に配慮した施設を整備します。

2 環境に配慮した学校施設の整備

太陽光発電、校内緑化、雨水利用等の省エネルギー化の環境配慮型設備を施設の更新時に導入するとともに、LED照明への改修を進め、SDGsの実現に向けて環境負荷を低減し、環境教育の場となるエコスクールを目指します。

3 学校ICT化における学習環境の充実

Society5.0時代*に生きる子どもたちの未来を見据え、国のGIGAスクール構想に基づき、ICTの活用によって多様な子どもたち一人ひとりの資質・能力を最大限に伸ばし育成することができるよう、教育ICT環境の充実に努めます。

以上の考え方を踏まえつつ、計画的な施設の維持管理を行うことにより、子どもたちが、安全に、かつ安心していきいきと学ぶことができるよう、良好な教育環境をつくっていきます。

* Society5.0時代：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会
--

第3章 学校施設の現状

1 学校施設の運営状況

(1) 対象施設の運営状況一覧

本計画の対象施設の運営状況は、表4のとおりです。

表4 対象施設の運営状況一覧（小・中学校・幼稚園）

（令和7（2025）年5月1日 現在）

NO	小学校名	延床面積 (㎡)	児童数(人)	通常学級	特別支援学級
1	緑小学校	5,603	496	18	2
2	外手小学校	5,549	453	16	2
3	二葉小学校	4,963	706	22	-
4	錦糸小学校	4,935	291	11	-
5	中和小学校	4,078	279	12	2
6	言問小学校	4,900	208	9	-
7	小梅小学校	5,614	475	17	-
8	柳島小学校	6,860	440	16	-
9	業平小学校	5,744	493	17	3
10	両国小学校	4,910	511	18	-
11	横川小学校	4,482	425	15	1
12	菊川小学校	5,118	405	15	-
13	第三吾嬬小学校	5,682	543	18	-
14	第四吾嬬小学校	5,804	200	7	5
15	第一寺島小学校	4,957	360	12	2
16	第二寺島小学校	5,624	527	18	2
17	第三寺島小学校	4,751	348	12	1
18	曳舟小学校	6,853	510	17	-
19	中川小学校	3,910	368	14	-
20	東吾嬬小学校	4,894	300	12	-
21	押上小学校	6,853	477	18	-
22	八広小学校	6,180	543	19	-
23	隅田小学校	7,257	411	14	3
24	立花吾嬬の森小学校	5,646	354	12	3
25	梅若小学校	6,298	358	12	-
小学校 計		137,465	10,481	371	26

NO	中学校名	延床面積 (m ²)	生徒数(人)	通常学級	特別支援学級
1	墨田中学校	8,510	442	13	2
2	本所中学校	5,504	384	11	1
3	両国中学校	12,378	626	17	-
4	豎川中学校	6,316	353	10	3
5	錦糸中学校	6,836	266	9	1
6	吾嬬第二中学校	9,258	298	8	4
7	寺島中学校	7,727	330	9	2
8	文花中学校	7,663	263	8	-
9	桜堤中学校	8,026	513	18	-
10	吾嬬立花中学校	9,164	505	15	-
中学校 計		81,382	4,002	115	13
NO	幼稚園名	延床面積 (m ²)	園児数(人)	通常学級	特別支援学級
1	緑幼稚園	472	12	2	-
2	菊川幼稚園	427	10	2	-
3	第三寺島幼稚園	414	27	2	-
4	立花幼稚園	1,084	22	2	-
幼稚園 計		2,397	79	10	0

資料：延床面積は「学校施設台帳」、園児・児童・生徒数は「学校教育概要」による。

桜堤中学校の生徒数及び学級数については、チャレンジクラスを含む。

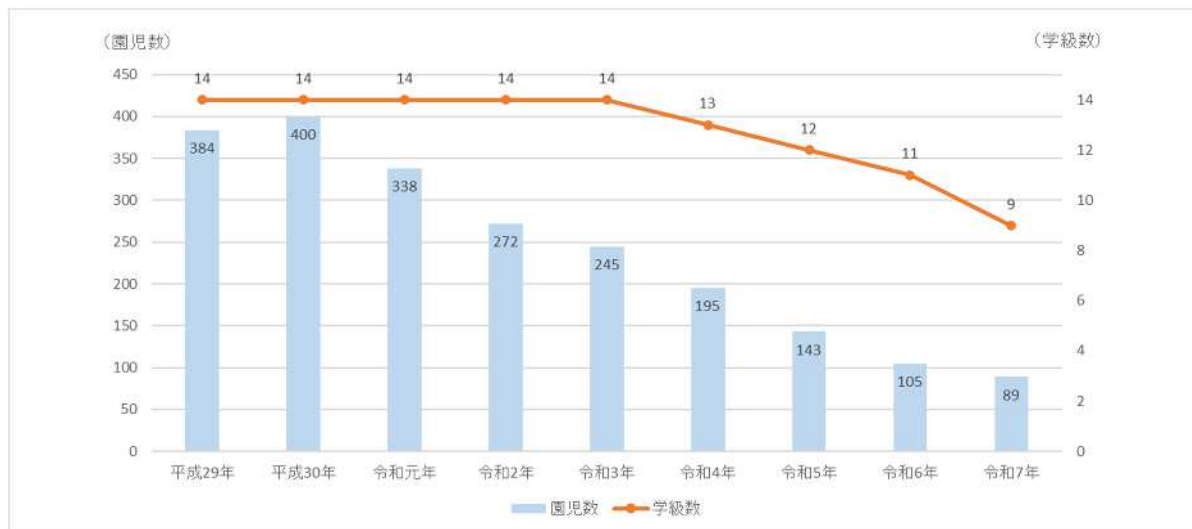
柳島幼稚園は令和7年度末に廃園するため、柳島小学校の延床面積に柳島幼稚園の延床面積を合算している。

(2) 園児・児童・生徒数及び学級数の推移

幼稚園

本区には、区立幼稚園が5園あり、この10年間に於いては、平成30年が園児数のピークとなり、その後は減少傾向にあります。園児数は平成29(2017)年に384人、令和7(2025)年に89人となっており、平成29(2017)年と比較すると、令和7(2025)年の園児数は23.2%(295人減)で、学級数も64.3%(5学級減)と減少しています。

図2 年度別園児数・学級数の推移(幼稚園)

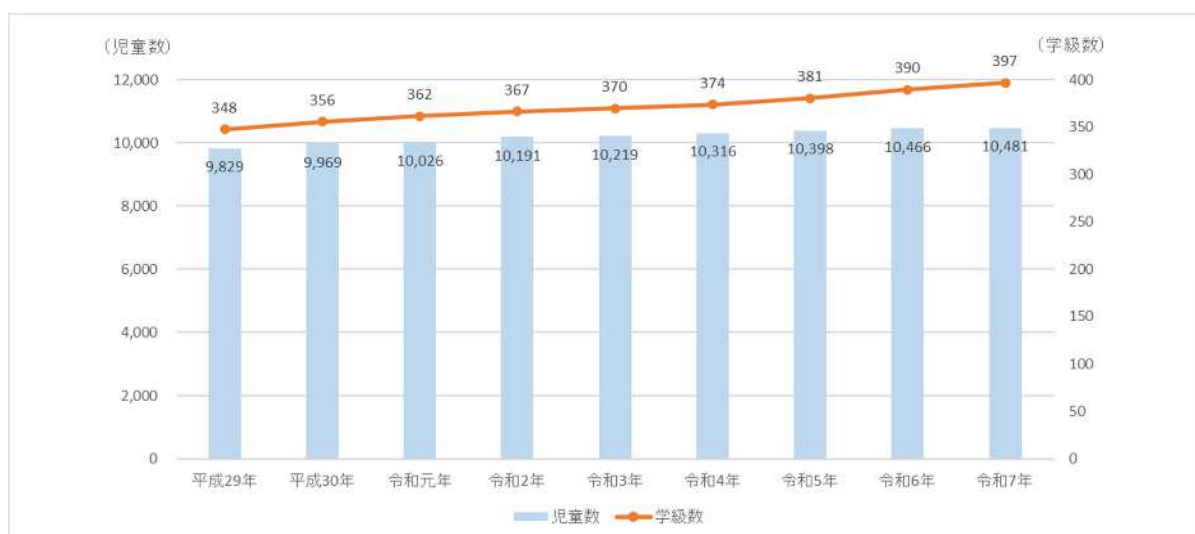


資料：「墨田区教育概要(各年5月1日)」による。

小学校

本区には、区立小学校が25校あり、この10年間に於いては毎年増加傾向にあります。児童数は平成29(2017)年に9,829人、令和7(2025)年に10,481人となっており、平成29(2017)年と比較すると、令和7(2025)年の児童数は106.6%(652人増)で、学級数も114.1%(48学級増)と増加しています。

図3 年度別児童数・学級数の推移(小学校)



資料：「墨田区教育概要(各年5月1日)」による。

中学校

本区には、区立中学校が 10 校あり、この 10 年間に於いては、平成 29（2017）年が生徒数のピークとなり、その後は増減を繰り返しています。生徒数は平成 29（2017）年に 4,049 人、令和 7（2025）年に 4,002 人となっており、平成 29（2017）年と比較すると、令和 7（2025）年の生徒数は 98.8%（47 人減）とやや減少しています。

一方で、学級数はほぼ横ばいとなっており、平成 29（2017）年と比較すると、令和 7（2025）年の学級数は 100.8%（1 学級増）となっています。

図 4 年度別生徒数学級数の推移（中学校）



資料：「墨田区教育概要（各年 5 月 1 日）」による。

将来推計

住民基本台帳に基づく人数（令和7（2025）年4月1日）をもとに児童・生徒数の推移を推計しました。児童数の推移は減少傾向、生徒数の推移は微増の傾向にあり、令和13（2031）年には児童・生徒数の合計は13,104人と推計され、令和8（2026）年と比較すると1,292人減る見通しです。

表5 児童・生徒数の将来推計

	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
児童数(人)	10,368	10,143	10,065	9,666	9,285	8,877
生徒数(人)	4,028	4,094	4,103	4,179	4,230	4,227
児童・生徒数(人)	14,396	14,237	14,168	13,845	13,515	13,104

図5 児童・生徒数の将来推計



(3) 施設関連経費の推移

本区の学校施設に係る令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間の学校施設関連経費は以下のとおり推移しており、年平均25.6億円となっています。

表6 過去5年の施設関連経費（年度）

単位：千円

	R2	R3	R4	R5	R6	年平均 (5か年)
施設整備費	699,678	1,018,252	1,444,233	736,802	1,944,411	1,168,675
その他施設整備費	163,535	208,106	343,717	320,323	260,801	259,296
経常修繕費	142,202	126,541	127,526	142,590	112,290	130,230
維持管理費	136,190	143,942	148,426	156,269	161,536	149,273
光熱水費・リース料	652,703	803,015	917,266	918,317	963,594	850,979
合 計	1,794,308	2,299,856	2,981,168	2,274,301	3,442,632	2,558,453

施設整備費：新築・改築事業費、長期修繕計画に基づく改修工事等の大規模な工事費用

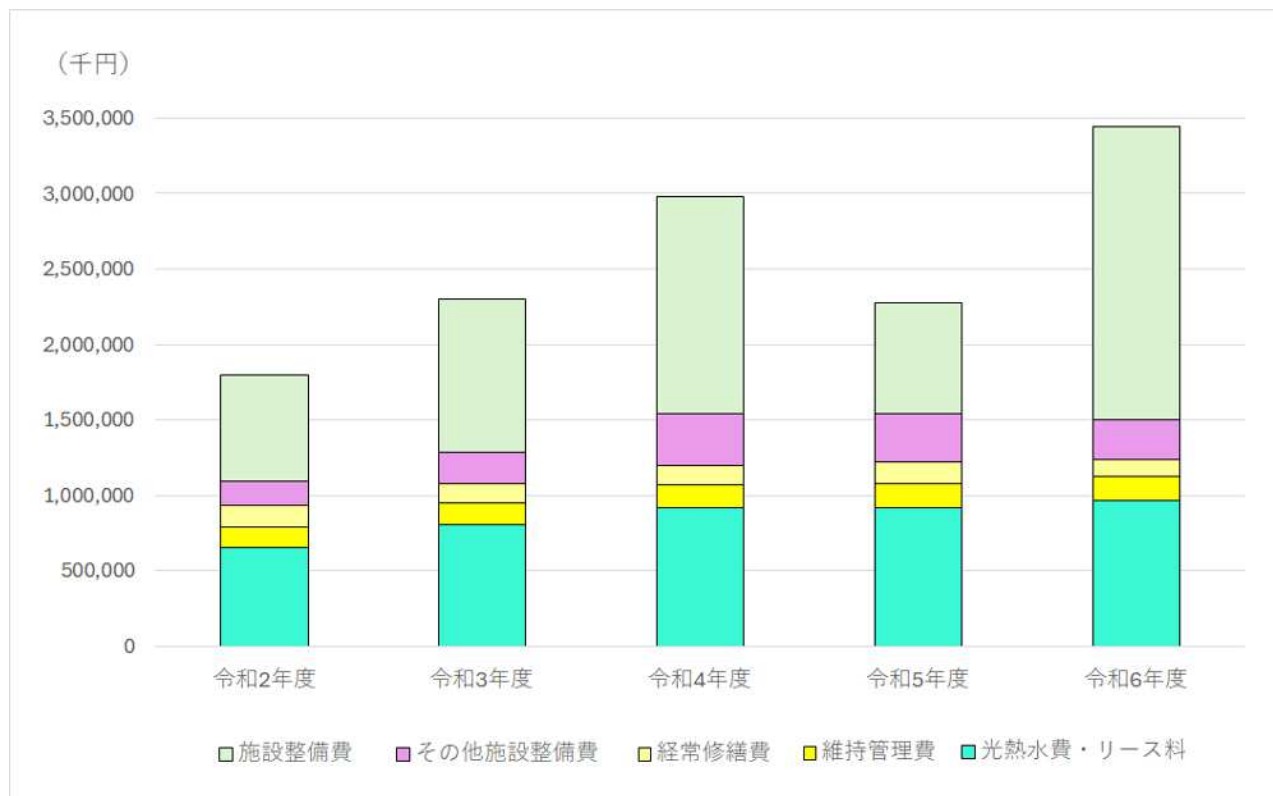
その他施設整備費：プール、グラウンド、外構等建物以外の工事費用

経常修繕費：軽微な維持修繕に要する費用

維持管理費：日常的な管理費、清掃費、保守点検等に要する費用

光熱水費・リース料：光熱水費や空調機等のリースに関する費用

図6 過去5年の施設関連経費（年度）



この5年間に行った長寿命化に必要な改修の実績は、次のとおりです。

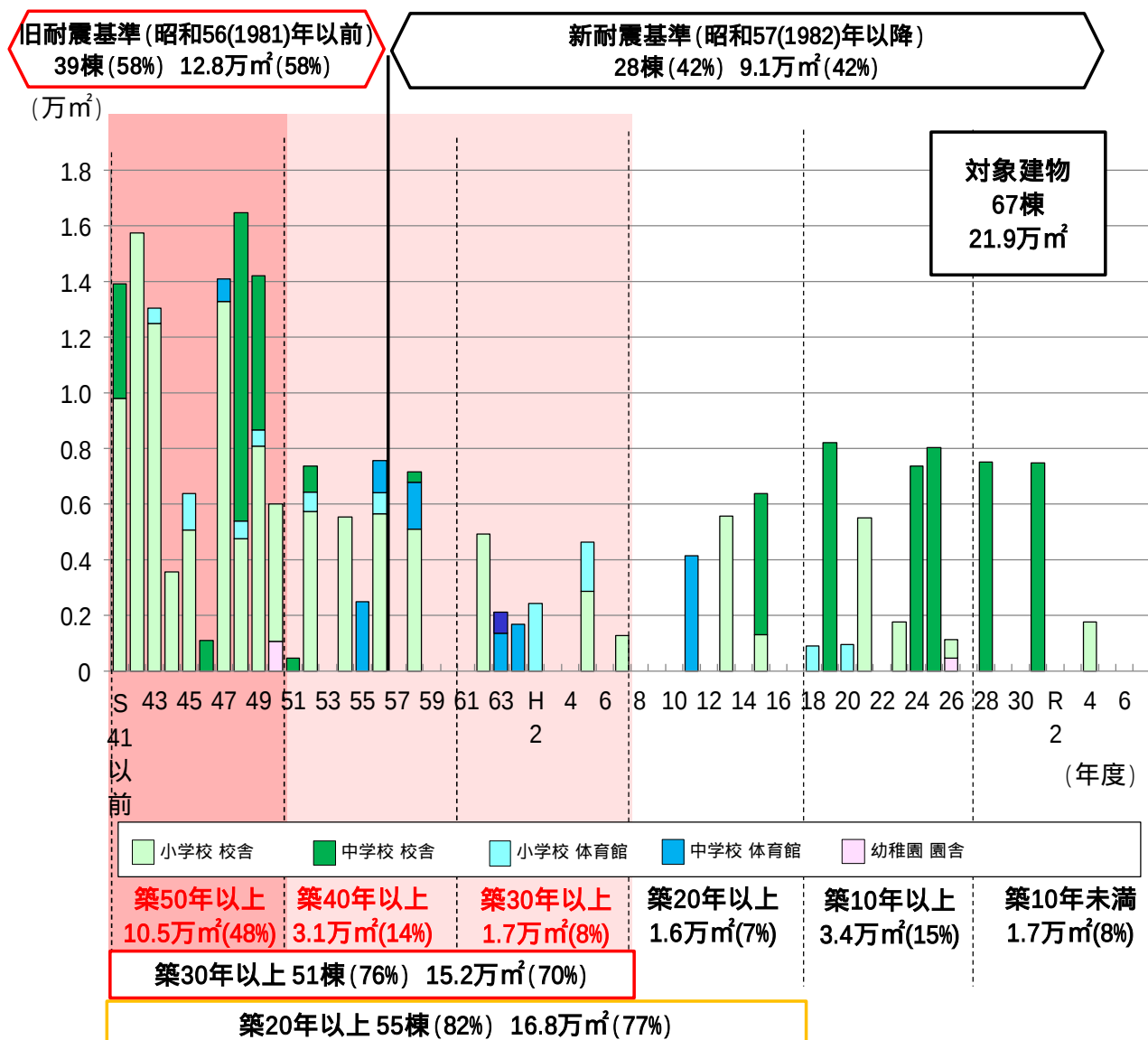
実施年度	学校名	棟名	主な工事内容
R2	両国小学校	校舎	外壁改修、屋上防水 期
	横川小学校	校舎	外壁改修、屋上防水 期
		屋内運動場	床改修、壁改修、天井改修 期
	第三吾嬬小学校	屋内運動場	外壁改修
		プール棟	外壁改修、屋上防水
	中川小学校	プール棟	外壁改修、プール改修
	立花幼稚園	園舎	外壁改修、屋上防水
R3	二葉小学校	校舎	外壁改修、屋上防水
	柳島小学校	校舎	外壁改修、屋上防水 期
		屋内運動場	外壁改修
	両国小学校	校舎	外壁改修、屋上防水 期
	横川小学校	校舎	外壁改修 期
		屋内運動場	外壁改修 期
	押上小学校	校舎	建具改修、設備改修
	立花吾嬬の森小学校	校舎	塗装改修、設備改修
		校舎・屋内運動場	塗装改修、建具改修
	墨田中学校	屋内運動場	設備改修
	錦糸中学校	プール棟	外壁改修、プール改修
R4	柳島小学校	校舎	外壁改修、屋上防水、プール改修 期
	第四吾嬬小学校	屋内運動場	外壁改修、屋上防水
	東吾嬬小学校	屋内運動場	外壁改修、屋上防水
	梅若小学校	屋内運動場	外壁改修、屋上防水
	吾嬬第二中学校	プール棟	外壁改修、屋上防水
R5	業平小学校	校舎	プール改修、設備改修
	菊川小学校	校舎	建具改修、設備改修
R6	外手小学校	校舎	外壁改修、屋上防水
	小梅小学校	屋内運動場	外壁改修
	隅田小学校	校舎	外壁改修、屋上防水
	両国中学校	校舎	外壁改修、屋上防水

(4) 学校施設の建築年度別保有量

策定解説書に基づき、建築年度別の床面積の分布を把握するため、床面積を建築年度別に整理すると、築30年未満が24%、築30年以上40年未満の建築物が13%、築40年以上50年未満の建築物が約18%、築50年以上の建築物が約45%と、築年数が30年以上の建築物が約76%を占めており、今後10年で約82%の建築物が築年数30年以上となります。

一方で、旧耐震基準の全ての建築物については、耐震診断及び耐震補強を完了しています。また、大規模地震を想定した昭和56(1981)年の建築基準法改正に適合した新耐震基準の建築物についても、耐震性が確保されています。

図7 学校施設の築年別整備状況



(5) 今後の維持コスト（長寿命化型）

試算条件

- ・コスト算出は、次の表 8 及び表 9 で示す単価をもとに試算しました。
- ・長寿命化の推進に当たっては、「建築物の耐久計画に関する考え方（昭和 63（1988）年社団法人日本建築学会）」の考えを踏まえ、改築周期を 80 年と設定し、財政負担の配分を考慮し、40 年目に長寿命化改修を、20 年目と 60 年目に予防改修を行うこととします。
- ・維持コストが集中する年度については、改修時期を 2 年間の範囲で調整することにより、維持コストを平準化します。
- ・部位修繕については、本計画策定に先立ち建築物を 5 つの部位（屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備）に分類し、建築物現況調査の実施結果を試算結果に反映しています。

表 8 今後の維持コストの試算単価（長寿命化型）

工種	周期		単価（円 / m ² ）			
			園舎	校舎	屋内運動場	武道場
改築	築 80 年		856,000			
長寿命化改修	築 40 年		513,600 （改築単価 × 60%）			
予防改修	築 20 年・築 60 年		214,000 （改築単価 × 25%）		188,320 （改築単価 × 22%）	
部位修繕	D 評価	5 年以内	建物用途、部位に応じて、改築単価に対する割合を設定 （詳細は、表 9 参照）			
	C 評価	10 年以内				

改築単価は、積算基準や直近の改築事業等の概算費用を参考に設定している。

部位修繕は、直近 10 年に改修や改築の計画がないものを計上する。

表 9 部位修繕費費用単価設定

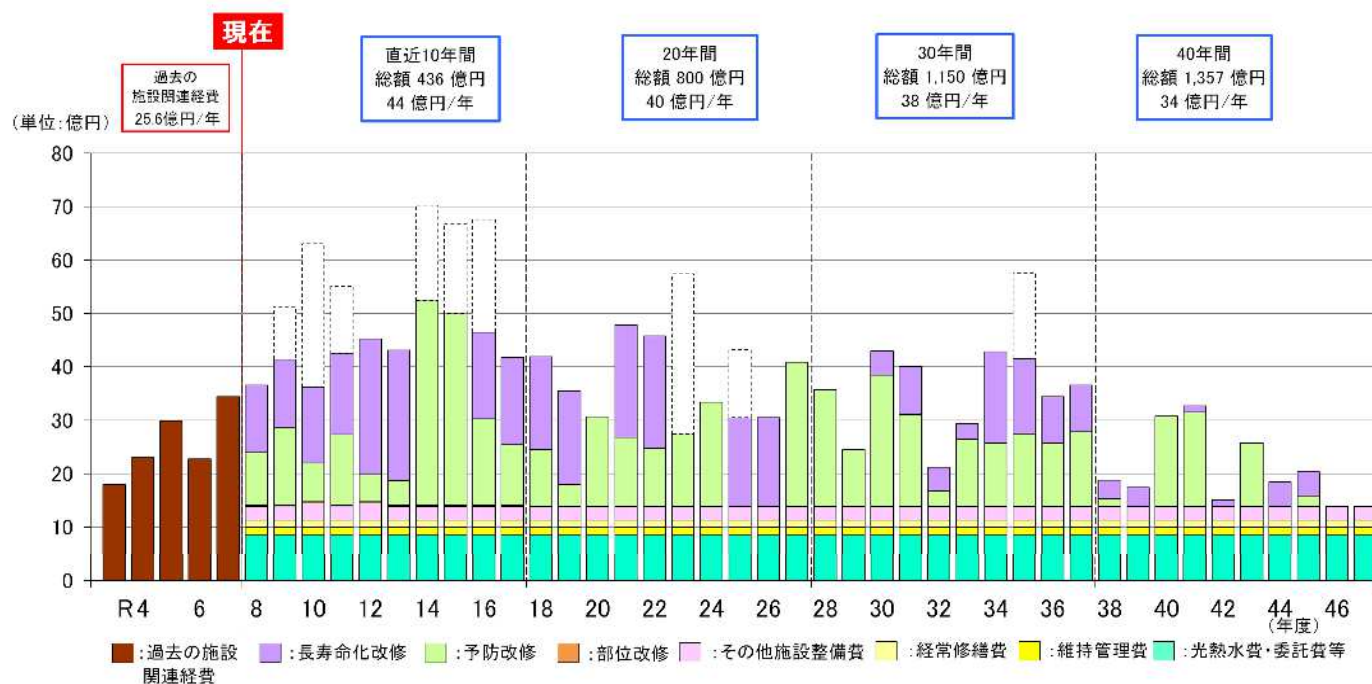
建物用途	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
園舎	改築単価 ×	改築単価 ×	改築単価 ×	改築単価 ×	改築単価 ×
校舎	3.5％	5.1％	5.6％	4.0％	3.7％
屋内運動場	改築単価 ×	改築単価 ×	改築単価 ×	改築単価 ×	改築単価 ×
武道館	3.0％	3.5％	5.6％	4.8％	1.7％

資料：比率は、策定解説書による。

試算結果

コスト算出は、次の図のように今後 40 年間で算出しました。

図 9 今後の維持コスト（長寿命化型）



試算条件に従い、適切な時期に長寿命化改修や予防改修を実施し、改築周期を 80 年とすると「長寿命化型」の場合、今後 40 年間の維持コストは総額 1,357 億円となり、1 年あたりの経費は約 34 億円となります。

棒グラフの点線部分は維持コストの平準化の効果を示しています。

第4章 学校施設の長寿命化改修等の基本的な方針

1 長寿命化の方針

本計画では、今後、学校施設が一斉に更新の時期を迎えることから、改築事業の集中を避け、長寿命化の推進による財政支出の平準化を図ります。

長寿命化の推進に当たっては、「建築物の耐久計画に関する考え方（昭和63（1988）年社団法人日本建築学会）」において、「鉄筋コンクリート造の学校施設の物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である」としていることを踏まえ、学校施設の目標使用年数を80年と設定し、改築更新期間の平準化を図ることとします。

また、施設を長く使い続けるためには、耐久性の向上や物理的な不具合を修繕工事するだけでなく、施設の機能や性能を向上させる長寿命化改修を主体として実施します。

2 長寿命化の対象施設

長寿命化の対象施設については、構造躯体の健全性が担保されている必要があります。

そのため、策定解説書に基づき、旧耐震基準の施設のうち、躯体の健全性や劣化状況評価等に問題がない施設及び、新耐震基準の施設については、原則長寿命化の対象とします。

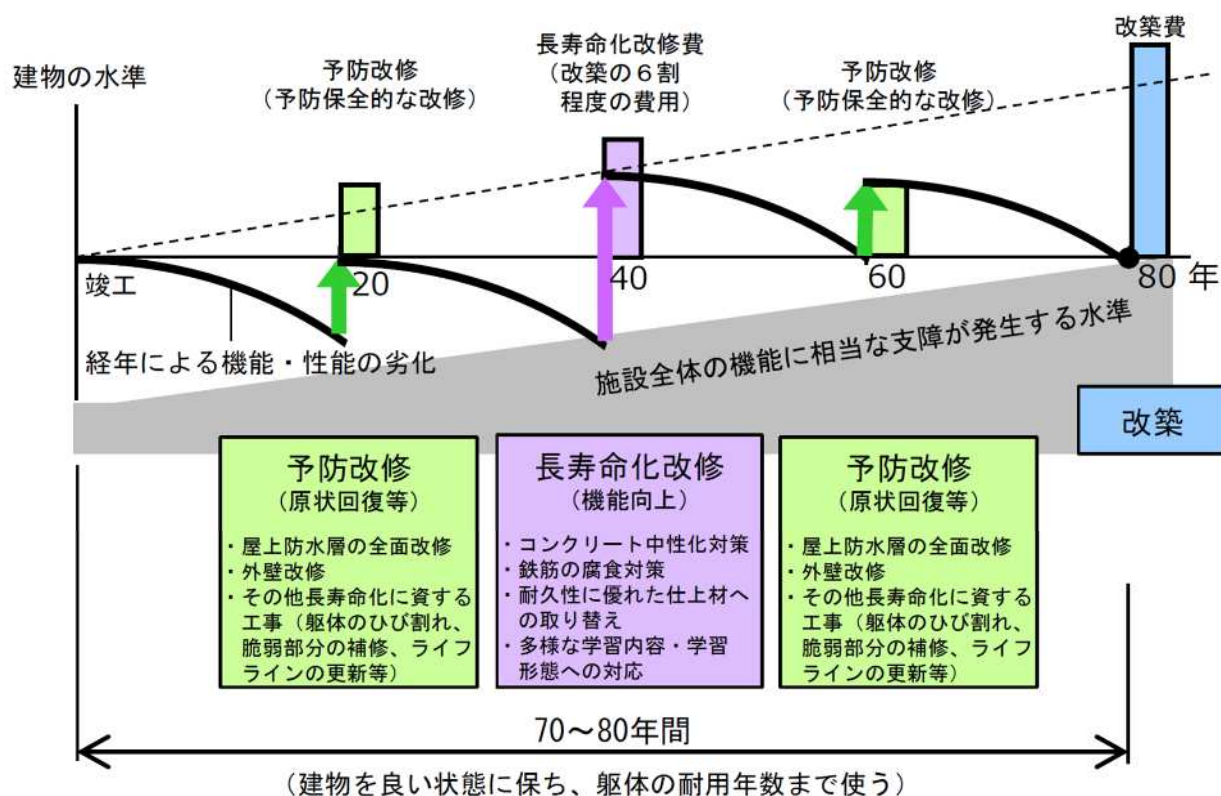
ただし、鉄骨造の施設は長寿命化の対象とせず、定期的な点検・評価に基づく予防保全による管理のもとで、施設を良好な状態に保ちつつ、「墨田区公共施設保全指針（平成27（2015）年4月）」で設定されている目標使用年数60年を目安とします。

なお、歴史的価値を有する施設については、目標使用年数を定めません。

3 予防改修と長寿命化改修の考え方

長寿命化に必要な改修については、物理的な不具合を直すことに加え、適切な時期に【予防改修*】及び【長寿命化改修*】を行い、施設に必要な機能や性能の水準を維持します。

図 10 長寿命化のイメージ



* 予防改修: 経年劣化した建物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に、同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図る改修

* 長寿命化改修: 長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を現代の求められる水準まで引き上げる改修

第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

1 改修等の整備水準

長期にわたり学校施設の機能、耐久性を維持するため、今後の改修等における統一的な整備方針を各部位、設備区分ごとに設定します。これにより、類似規模の施設における整備水準の統一を図ることができ、改修等を行う際に必要となる工事費をあらかじめ想定することが可能となります。

表 10 改修等の整備水準

改修等の整備水準				
	部位・設備区分	主な工事内容	予防改修	長寿命化改修
建築	構造躯体（RC 造・S 造）	中性化対策		○
	屋根	葺替、シート張替	○	○
	外部（外壁）	塗装または張替	○	○
	建具	交換		○
	内部仕上げ（床・天井・壁）	張替		○
電気	受変電設備	機器交換	○	○
	（配線・配管）	更新		○
機械	給排水設備	一式交換	○	○
	（配線・配管）	更新		○
	空調設備	機器交換	○	○
機能向上（改修メニュー）				
	改修メニュー		既存施設	
省エネ	LED 照明への交換		蛍光灯	
	ヒートポンプマルチエアコン・全熱交換器		換気扇	
バリアフリー化	スロープ・手すり		一部あり	
	車椅子用トイレ・多目的トイレ		一部あり	
学習環境	I C T		なし	

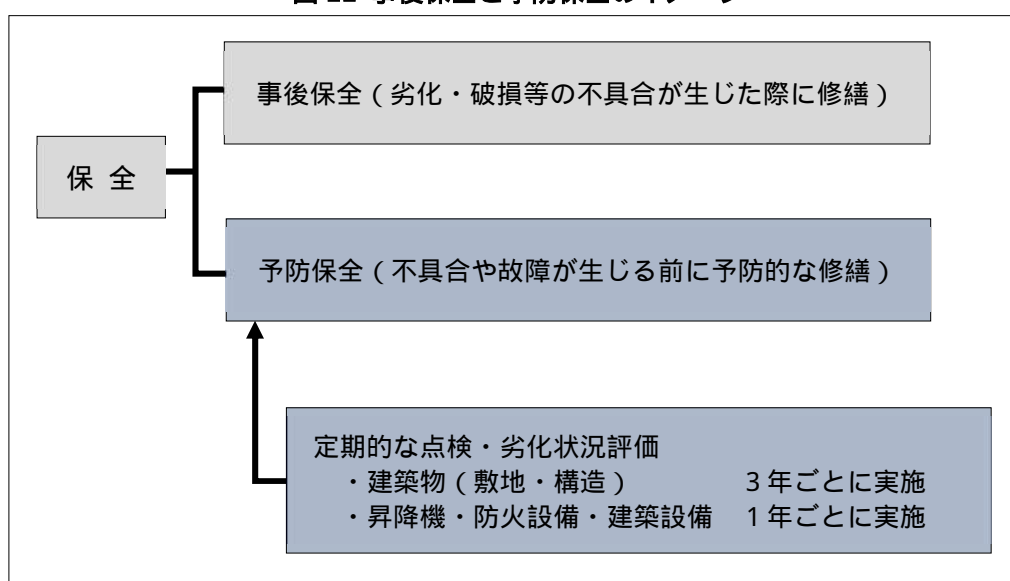
2 維持管理方針

建築物の安心・安全を将来にわたって確保し、施設を長期的に使用するためには、劣化・破損等の不具合が生じた際に修繕等を行う「事後保全」だけでなく、不具合や故障が生じる前に予防的な修繕を実施し、機能の保持を図る「予防保全」が重要です。

そのため「予防保全」を行い、施設機能が突発的に停止するリスクを低減させるほか、機能の保持を図りながら、改築の間隔を伸ばすことで、長期的なトータルコストの縮減に努めます。

また、「予防保全」を効率的・効果的に実施するため、定期的な点検・評価を行い、劣化状況を取りまとめ、計画の見直しや予防修繕の基礎資料として、「予防保全」に役立てるものとします。

図 11 事後保全と予防保全のイメージ



第6章 学校施設バリアフリー化整備計画

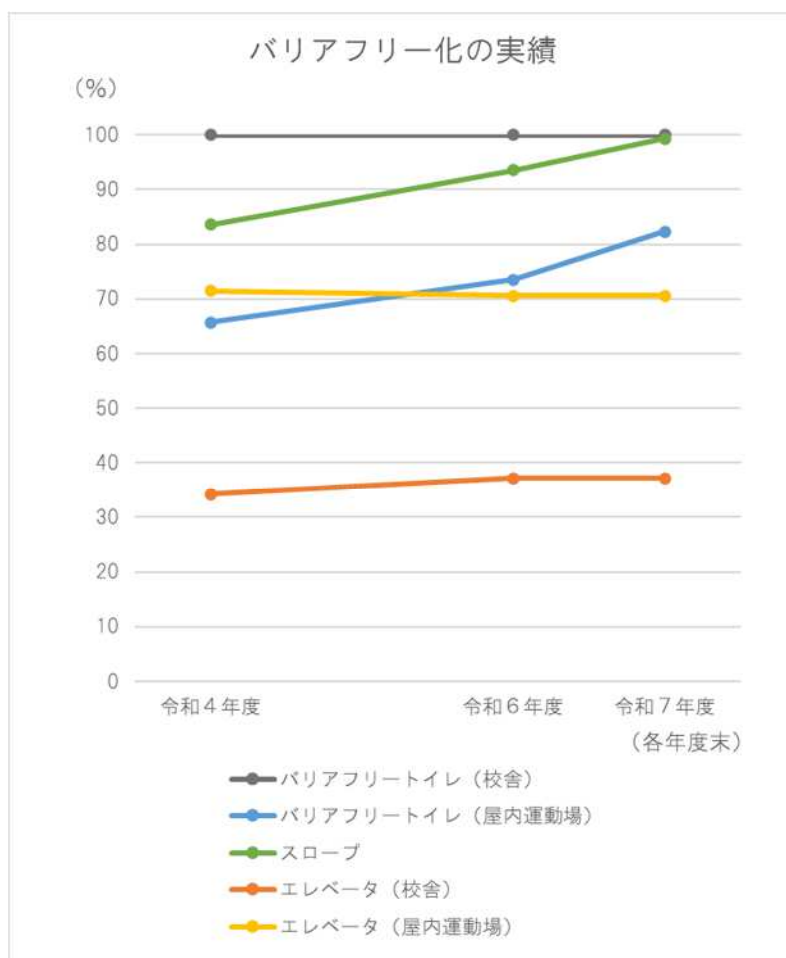
1 学校施設バリアフリー化整備計画の目的

学校施設は学校教育の場であり、障害や病気の有無にかかわらず、子どもたちや教職員にとって移動しやすく使いやすい施設とするためには、バリアフリー化の推進が重要です。また、災害時や学校施設貸出の場面でさまざまな方が利用することも想定し、バリアフリー機能を検討する必要があります。

本区ではこれまで、改築時にバリアフリー化するだけでなく、既存の建物についてもバリアフリースロープの整備やスロープの設置を積極的に進めてきました。一方でエレベータ整備については、大規模な改修工事が必要になることなどから、低い整備率にとどまっています。（右図）

このため、本章の学校施設バリアフリー化整備計画により、整備の進め方と整備目標を明確にすることで、学校施設のバリアフリー化をいっそう推進することを目指します。

なお、文部科学省においては「学校施設バリアフリー化推進指針」（以下、「推進指針」という。）を令和7（2025）年度に改定し、各学校設置者が推進指針の活用により既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めることを求めています。



本区の学校施設バリアフリー化整備計画はこの推進指針に基づくものとし、推進指針において「既存施設においても計画的にバリアフリー化を推進すること」とされているのを受け、本計画（「墨田区学校施設長寿命化計画」）に包含することにより、改築時の整備だけでなく、既存施設の長寿命化改修としてのバリアフリー化も推進していくこととします。

2 バリアフリー化の現状

本区の小・中学校における校舎や屋内運動場（体育館）の令和7（2025）年度末のバリアフリー化の状況は、次のとおりです。なお、項目及びその整備の基準は、推進指針に基づく文部科学省の調査要領に準拠しています。

バリアフリー化の状況			墨田区（小・中学校）				文部科学省の 整備目標	
			整備済	未整備	計	整備率		
バリアフリースイレ			校舎	35	0	35	100%	避難所指定の 全ての学校
			屋内運動場	28	6	34	82.4%	
スロープ	門から建物の 前まで	校舎	35	0	35	100%	全ての学校	
		屋内運動場	34	0	34	100%		
	昇降口、玄関か ら教室等まで	校舎	34	1	35	97.1%		
		屋内運動場	34	0	34	100%		
エレベータ			校舎	13	22	35	37.1%	要配慮児童生 徒等が在籍す る全ての学校
			屋内運動場	24	10	34	70.6%	

改築中の屋内運動場があるため、屋内運動場の合計は校舎と一致しない。

本区ではすべての学校施設が震災時の指定避難所となっている。

未整備のうち、屋内運動場のバリアフリースイレ（6校）については、校舎内の2階以上に屋内運動場があり、かつ校舎にエレベータが設置されていないため、屋内運動場までのバリアフリー動線が確保されていないものです。この場合でも、要配慮者の避難所を1階にする、災害用の車いすトイレを備蓄するといった工夫を行っています。

未整備のうち、校舎（昇降口、玄関から教室等まで）のスロープ（1校）については、物理的な制約から、校庭との一体的な改修が必要になっているものです。

未整備のうち、エレベータ（校舎：22校）（屋内運動場：10校）については、改築時の整備または校舎と一体の大規模な改修が必要になっているものです。なお、屋内運動場が1階にありエレベータ整備の必要がないものは、整備済に集計されています。

3 バリアフリー化の今後の進め方

(1) 未整備の項目

令和7（2025）年度末時点で未整備の学校がある項目について、整備の考え方と今後の進め方は次のとおりです。

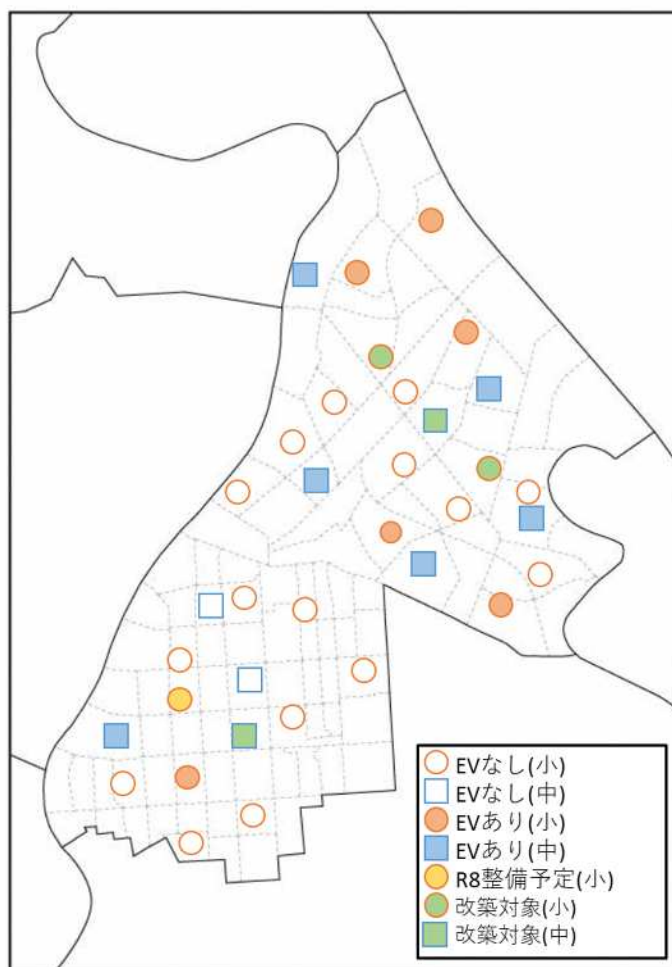
ア 校舎（昇降口、玄関から教室等まで）のスロープ（1校）

令和8（2026）年度に行う校庭改修工事に合わせてスロープを整備する予定です。

イ エレベータ（校舎：22校）（屋内運動場：10校）

推進指針による文部科学省の整備目標は「要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校」となっています。学校選択制を導入している本区において、エレベータを必要とする子どもたちがどの学校に入学するかを正確に予測することは困難であり、また、エレベータ整備には改築または大規模な改修が必要となるため、全校にエレベータを設置するまでには相当な年月が予想されます。このため、エレベータ整備の計画としては、エレベータがない学校の場所に偏りがないようにし、エレベータを必要とする子どもたちがなるべく自宅の近くの学校を選択して通学できるようにすることを目指します。

校舎にエレベータ整備済の学校、改築基本計画の改築対象校及び校舎にエレベータのない学校の位置関係は、右図のようになっており、特に区の南部地域に偏って、エレベータのない小学校が多いことがわかります。今後、これらの学校についてエレベータ整備のための長寿命化改修を計画します。



ウ 屋内運動場のバリアフリースイートイレ（6校）

エレベータ整備等によって屋内運動場までのバリアフリー動線を確保するのに合わせて屋内運動場と同じフロアのトイレを改修するなどし、バリアフリースイートイレを整備します。

(2) 当事者への説明と意見聴取

文部科学省の推進指針では、既存学校施設のバリアフリー化を推進するにあたり、「児童生徒や教職員、保護者等の当事者も含む関係者間での相互理解や合意形成を図りながら、整備の計画や実施を行うことが重要である。」としています。長寿命化改修の計画にあたっては、各種法令に準拠するのみならず、当事者の意見を反映して、より効果的な設備とすることができるよう、説明や意見聴取の機会を設けるように努めます。

(3) その他の設備

推進指針で言及されているものの文部科学省の調査項目にない設備について、その主なものは次のとおりです。これらの設備についても、可能な限り改修を進めていくとともに、その整備内容についても当事者はもとよりすべての人にとって使いやすいものとなるように配慮します。

- ・校舎内、校舎外の通路の段差解消
- ・階段等への手すりの設置
- ・階段の上端が認識できるよう、点状ブロック等を敷設する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・音声、点字等による案内の設置
- ・空間を認識しやすいよう、色相や明度、彩度の差を大きくするなどの配慮をする。
- ・車いす使用者等の移動を考え、屋外運動場の表層の人工芝の種類に配慮する。
- ・車いす使用者が通過できる防火戸の設置
- ・屋内運動場のステージ等への昇降に配慮する。
- ・オストメイト対応の水洗器具
- ・オムツ交換台（利用する児童・生徒等の体格も考慮して、大型ベッドも検討）

4 バリアフリー化の整備目標

(1) 令和 12（2030）年度末までの目標

ア スロープ

文部科学省の目標は「100%」となっています。本区でも、スロープの4つの項目について、すべて目標は100%とします。3 アのとおり、令和8（2026）年度末には達成する見込みです。

イ エレベータ

文部科学省の目標は「要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備」となっており、これは校舎では全国の総学校数の約43%に相当し、屋内運動場では全国の総学校数の約78%に相当するとされています。

本区では、現在工事中の二葉小学校に加え、エレベータ整備のための長寿命化改修で2校に設置することを目標とします。この場合の整備率は「校舎：45.7%」、「屋内運動場：77.1%」となります。

ウ バリアフリースイレ

文部科学省の目標は「避難所に指定されている全ての学校に整備」となっており、本区ではすべての小・中学校がこれにあたります。

本区では、校舎についてはすでに100%となっています。屋内運動場については、エレベータ整備のための長寿命化改修に合わせ、2校にバリアフリースイレを設置することを目標とします。この場合の整備率は85.7%となります。

バリアフリー化の目標 (令和12(2030)年度末まで)			墨田区(小・中学校)				文部科学省の 整備目標
			整備済	未整備	計	整備率	
バリアフリースイレ		校舎	35	0	35	100%	避難所指定の 全ての学校
		屋内運動場	31	4	35	85.7%	
スロープ	門から建物の 前まで	校舎	35	0	35	100%	全ての学校
		屋内運動場	35	0	35	100%	
	昇降口、玄関か ら教室等まで	校舎	35	0	35	100%	
		屋内運動場	35	0	35	100%	
エレベータ		校舎	16	19	35	45.7%	要配慮児童生 徒等が在籍す る全ての学校
		屋内運動場	27	8	35	77.1%	

第7章 長寿命化計画の継続的運用方針

1 運用方針

効果的な学校施設の長寿命化計画を策定し、継続的に運用していくためには、学校施設の劣化状況、学校教育を取り巻く環境の変化、児童・生徒数の推移等を踏まえ、随時対応する必要があります。

そのため、下記のPDCAサイクルに基づく、計画的な修繕及び改築、継続的な効果の検証を行い、施設の劣化状況、社会的ニーズを踏まえ、計画の見直しが必要となる適切なタイミングを見定め、より効果的かつ効率的な修繕・改築の手法を調査し、計画の見直しを行います。



- Plan** ○ 施設の点検・評価によって現状を的確に把握した計画を策定
【 墨田区学校施設長寿命化計画 】
- Do** ○ 計画に基づき、適切な改修や日常的な維持管理等を実施
- Check** ○ 学校施設の定期点検・日常的な点検により整備による効果を検証
- Action** ○ 次期計画に反映

2 推進体制

今後、学校施設の状況を的確に把握するためには、教育委員会だけでなく、区有施設全体の見直しの担当所管課を中心とした区長部局が一体的となって進めていく必要があります。

本計画の実施に当たっては、執行体制を充実させ、庁内横断的な連携を図りながら進めていきます。